

「週休 2 日等工事試行試行要領 第Ⅰ編～第Ⅲ編（土木工事、港湾漁港工事編）」の運用 新旧対照表		
改正内容	新（改正後）	旧（現行）
3 工事費の補正について（試行要領 4 関係）	1 用語の定義等（試行要領 2 関係） (1) 対象期間 (ア)Ⅰ編の場合 着工日から竣工日までの期間をいい、下記の期間は含まない。 ・ 年末年始休暇 7 日間、夏季休暇 4 日間 ・ 工場製作のみを実施している期間 ・ 工事全体を一時中止している期間 ・ <u>暦上の土曜日・日曜日が無い週</u> ・ 上記以外で発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間 (イ)Ⅱ編の場合 着工日から竣工日までの期間をいい、下記の期間は含まない。 ・ 工事全体を一時中止している期間 ・ <u>暦上の土曜日・日曜日が無い週</u> ・ 上記以外で発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間 ※着工日：着工届を受理した日 竣工日：工事完成届を受理した日 ※発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間 例：支障物件の移設により現場の進捗が見込めない期間 他機関との協議により現場の進捗が見込めない期間 一時・一部中止期間 等 (2) <u>週休 2 日の達成判断</u> （Ⅰ編） (ア)土木工事の場合 現場閉所率の計算は、次の計算に基づくこと。 現場閉所率＝現場閉所日数 ÷（着工日から竣工日までの日数－年末年始休暇 7 日間 －夏季休暇 4 日間－工場製作のみを実施している期間 －工事全体を一時中止している期間 －発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間） ※発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間 例：支障物件の移設により現場の進捗が見込めない期間 他機関との協議により現場の進捗が見込めない期間 一時・一部中止期間 等 (イ)港湾漁港工事の場合 休日の評価は下記の 工事着手日以降、最初の土曜日から 1 期間目を起算することとし、工事完了日直前の 1 期間の末日となる金曜日までを評価対象とする。 なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間など）は対象期間に含まない	1 用語の定義等（試行要領 2 関係） (1) 対象期間 (ア)Ⅰ編、Ⅲ編の場合 着工日から竣工日までの期間をいい、下記の期間は含まない。 ・ 年末年始休暇 7 日間、夏季休暇 4 日間 ・ 工場製作のみを実施している期間 ・ 工事全体を一時中止している期間 ・ 上記以外で発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間 (イ)Ⅱ編の場合 着工日から竣工日までの期間をいい、下記の期間は含まない。 ・ 工事全体を一時中止している期間 ・ 上記以外で発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間 ※着工日：着工届を受理した日 竣工日：工事完成届を受理した日 ※発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間 例：支障物件の移設により現場の進捗が見込めない期間 他機関との協議により現場の進捗が見込めない期間 一時・一部中止期間 等 (2) <u>4 週 8 休以上</u> （Ⅰ編、Ⅲ編） (ア)土木工事の場合 現場閉所率の計算は、次の計算に基づくこと。 現場閉所率＝現場閉所日数 ÷（着工日から竣工日までの日数－年末年始休暇 7 日間 －夏季休暇 4 日間－工場製作のみを実施している期間 －工事全体を一時中止している期間 －発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間） ※発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間 例：支障物件の移設により現場の進捗が見込めない期間 他機関との協議により現場の進捗が見込めない期間 一時・一部中止期間 等 (イ)港湾漁港工事の場合 休日の評価は下記の 工事着手日以降、最初の土曜日から 1 期間目を起算することとし、工事完了日直前の 1 期間の末日となる金曜日までを評価対象とする。 なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間など）は対象期間に含まない
	3 工事費の補正について（試行要領 4 関係） (1) 各経費の補正 週休 2 日の実施による工事費については、各経費に表 1～4 の補正係数を乗じるものとする。 ただし、工場製作に要する費用、見積により機労材一式の施工単価については補正の対象としない。	3 工事費の補正について（試行要領 4 関係） (4) 各経費の補正 週休 2 日の実施による工事費については、各経費に表 1～4 の補正係数を乗じるものとする。 ただし、工場製作に要する費用、見積により機労材一式の施工単価については補正の対象としない。

表 1 要領Ⅰ編 土木工事の場合の補正係数

	<u>週休 2 日</u> (月単位)	完全週休 2 日
労 務 費	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>
共通仮設費率	<u>1.01</u>	<u>1.02</u>
現場管理費率	<u>1.02</u>	<u>1.03</u>

表 2 要領Ⅰ編 港湾漁港工事の場合の補正係数

	<u>週休 2 日</u> (月単位)	完全週休 2 日
労 務 費	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>
共通仮設費率	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>
現場管理費率	<u>1.03</u>	<u>1.03</u>

表 3 要領Ⅱ編 土木工事の場合の補正係数

休日率	<u>週休 2 日</u> (月単位) (28.5%以上)	<u>完全週休 2 日</u> (28.5%以上)
労 務 費	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>
現場管理費率	<u>1.02</u>	<u>1.03</u>

表 4 要領Ⅱ編 港湾漁港工事の場合の補正係数

休日率	<u>週休 2 日</u> (月単位) (28.5%以上)
労 務 費	<u>1.02</u>
現場管理費率	<u>1.03</u>

(2) 市場単価

週休 2 日補正後の市場単価については、次の計算に基づくこと。

(補正式)

週休 2 日補正後の市場単価＝市場単価× 週休 2 日の補正係数

週休 2 日の区分により、市場単価に乗じる補正係数は表 5～6 による。

完全週休 2 日の場合は、表 5「現場閉所・月単位」(港湾漁港工事の場合は表 6) の補正係数を適用する。

表 5 要領Ⅰ、Ⅱ編 土木工事の場合の補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		<u>月単位</u>	<u>完全週休 2 日</u>	<u>月単位</u>	<u>完全週休 2 日</u>
鉄筋工		<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>
ガス圧接工		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>

表 7 要領Ⅰ、Ⅲ編 土木工事の場合の補正係数

	<u>4 週 8 休以上</u> (月単位)	<u>4 週 8 休以上</u> (通期)	<u>完全週休 2 日</u>
労 務 費	1.04	1.02	1.04
機械経費(賃料)	1.02	1.02	1.02
共通仮設費率	<u>1.03</u>	<u>1.02</u>	<u>1.03</u>
現場管理費率	<u>1.05</u>	<u>1.03</u>	<u>1.05</u>

表 8 要領Ⅰ編、Ⅲ編 港湾漁港工事の場合の補正係数

	<u>4 週 8 休以上</u> (月単位)	<u>完全週休 2 日</u>
労 務 費	1.04	1.04
機械経費(賃料)	1.02	1.02
共通仮設費率	1.02	1.02
現場管理費率	<u>1.03</u>	<u>1.03</u>

表 9 要領Ⅱ編 土木工事の場合の補正係数

休日率	<u>4 週 8 休以上</u> (月単位) (28.5%以上)	<u>4 週 8 休以上</u> (通期) (28.5%以上)
労 務 費	1.04	1.02
現場管理費率	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>

表 10 要領Ⅱ編 港湾漁港工事の場合の補正係数

休日率	<u>4 週 8 休以上</u> (月単位) (28.5%以上)
労 務 費	1.04
現場管理費率	<u>1.03</u>

(2) 市場単価

週休 2 日補正後の市場単価については、次の計算に基づくこと。

(補正式)

週休 2 日補正後の市場単価＝市場単価× 週休 2 日の補正係数

週休 2 日の区分により、市場単価に乗じる補正係数は表 5～6 による。

完全週休 2 日の場合は、表 5「現場閉所・月単位」(港湾漁港工事の場合は表 6) の補正係数を適用する。

表 11 要領Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ編 土木工事の場合の補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04	1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03	1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01

		インターロッキングブロック工	設置	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
			撤去	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>
		防護柵設置工（ガードレール）	設置	<u>1.00</u>	<u>1.00</u>	<u>1.00</u>	<u>1.00</u>
			撤去	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>
		防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	<u>1.00</u>	<u>1.00</u>	<u>1.00</u>	<u>1.00</u>
			撤去	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>
		防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>
			撤去	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>
		防護柵設置工（落石防護柵）		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
		防護柵設置工（落石防止網）		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
		道路標識設置工	設置	<u>1.00</u>	<u>1.00</u>	<u>1.00</u>	<u>1.00</u>
			撤去移設	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
		道路付属物設置工	設置	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
			撤去	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>
		法面工		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
		吹付砕工		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
		鉄筋挿入工（ロックボルト工）		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
		道路植栽工		<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>
		公園植栽工		<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>
		橋梁用伸縮継手装置設置工		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
		橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>
		橋面防水工		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
		薄層カラー舗装工		<u>1.00</u>	<u>1.00</u>	<u>1.00</u>	<u>1.00</u>
		グルーピング工		<u>1.00</u>	<u>1.00</u>	<u>1.00</u>	<u>1.00</u>
		軟弱地盤処理工		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
		コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
表 6 要領Ⅰ編、Ⅱ編 港湾漁港工事の場合の補正係数							
			名称	補正係数			
			底面工	1.01			
			マット工	1.00			
			支保工	1.02			
			撤去	<u>1.02</u>	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>	<u>1.04</u>
			設置	<u>1.00</u>	<u>1.01</u>	<u>1.00</u>	<u>1.01</u>
		防護柵設置工（ガードレール）	撤去	<u>1.02</u>	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>	<u>1.04</u>
			設置	<u>1.00</u>	<u>1.01</u>	<u>1.00</u>	<u>1.01</u>
		防護柵設置工（ガードパイプ）	撤去	<u>1.02</u>	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>	<u>1.04</u>
			設置	<u>1.02</u>	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>	<u>1.04</u>
		防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	<u>1.02</u>	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>	<u>1.04</u>
			撤去	<u>1.02</u>	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>	<u>1.04</u>
		防護柵設置工（落石防護柵）		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
		防護柵設置工（落石防止網）		<u>1.01</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.02</u>
		道路標識設置工	設置	<u>1.00</u>	<u>1.01</u>	<u>1.00</u>	<u>1.00</u>
			撤去移設	<u>1.02</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>	<u>1.03</u>
		道路付属物設置工	設置	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
			撤去	<u>1.02</u>	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>	<u>1.04</u>
		法面工		<u>1.01</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.02</u>
		吹付砕工		<u>1.01</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>	<u>1.03</u>
		鉄筋挿入工（ロックボルト工）		<u>1.02</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>	<u>1.03</u>
		道路植栽工	植樹	<u>1.02</u>	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>	<u>1.04</u>
			剪定	<u>1.02</u>	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>	<u>1.04</u>
		公園植栽工		<u>1.02</u>	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>	<u>1.04</u>
		橋梁用伸縮継手装置設置工		<u>1.01</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.02</u>
		橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		<u>1.02</u>	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>	<u>1.04</u>
		橋面防水工		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
		薄層カラー舗装工		<u>1.00</u>	<u>1.01</u>	<u>1.00</u>	<u>1.01</u>
		グルーピング工		<u>1.00</u>	<u>1.01</u>	<u>1.00</u>	<u>1.01</u>
		軟弱地盤処理工		<u>1.01</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.02</u>
		コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
表 12 要領Ⅰ編、Ⅱ、Ⅲ編 港湾漁港工事の場合の補正係数							
			名称	補正係数			
			底面工	1.03			
			マット工	1.00			
			支保工	1.04			

		足場工	1.01			足場工	1.02	
		鉄筋工	1.02			鉄筋工	1.04	
		吊鉄筋工	1.02			吊鉄筋工	1.04	
		型枠工	1.02			型枠工	1.03	
		コンクリート打設工（ポンプ車打設）	1.02			コンクリート打設工（ポンプ車打設）	1.04	
		コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）	1.02			コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）	1.04	
		止水板工	1.02			止水板工	1.04	
		上蓋工	1.02			上蓋工	1.04	
		伸縮目地工	1.01			伸縮目地工	1.02	
		係船柱取付	1.02			係船柱取付	1.04	
		防舷材取付	1.02			防舷材取付	1.04	
		車止・縁金物取付	1.02			車止・縁金物取付	1.04	
		係船柱撤去	1.02			係船柱撤去	1.04	
		防舷材撤去	1.02			防舷材撤去	1.04	
		車止撤去	1.02			車止撤去	1.04	
		電気防食取付	1.02			電気防食取付	1.04	
		防砂目地板取付工（陸上施工）	1.02			防砂目地板取付工（陸上施工）	1.04	
		防砂目地板取付工（水中施工）	1.02			防砂目地板取付工（水中施工）	1.03	
		吸出し防止工（陸上施工・海上施工）	1.02			吸出し防止工（陸上施工・海上施工）	1.03	
		港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）	1.01			港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）	1.03	
		ペトロラタム被覆	1.02			ペトロラタム被覆	1.04	
		現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工）	1.02			現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工）	1.04	
		現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	1.02			現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	1.04	
		かき落とし工	1.02			かき落とし工	1.04	
		汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.01			汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.03	
		汚濁防止枠設置・撤去	1.01			汚濁防止枠設置・撤去	1.02	
		灯浮標設置・撤去	1.01			灯浮標設置・撤去	1.03	
		汚濁防止膜保守管理 （海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	<u>1.00</u>			汚濁防止膜保守管理 （海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	<u>1.01</u>	
		汚濁防止膜保守管理 （海上目視点検作業船なし）	<u>1.02</u>			汚濁防止膜保守管理 （海上目視点検作業船なし）	<u>1.04</u>	
		異形ブロック製作 型枠工	1.02			異形ブロック製作 型枠工	1.04	
		異形ブロック製作 コンクリート打設	1.02			異形ブロック製作 コンクリート打設	1.04	
		異形ブロック製作 給熱養生	1.01			異形ブロック製作 給熱養生	1.03	

(3) 標準単価
週休2日補正後の標準単価については、次の計算に基づくこと。
(補正式)
週休2日補正後の標準単価＝標準単価× 週休2日の補正係数
週休2日の区分により、標準単価に乘じる補正係数は表7による。
完全週休2日の場合は、表7「現場閉所・月単位」の補正係数を適用する。

表 7 要領Ⅰ、Ⅱ編 標準単価の補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休2日	月単位	完全週休2日
区画線工		1.02●	1.02●	1.02●	1.02●
高視認性区画線工		1.02●	1.02●	1.02●	1.02●
橋梁塗装工		1.01●	1.01●	1.01●	1.01●
構造物とりこわし工	機械	1.01●	1.01●	1.01●	1.01●
	人力	1.02●	1.02●	1.02●	1.02●
コンクリートブロック積工		1.02●	1.02●	1.02●	1.02●
排水構造物工		1.02●	1.02●	1.02●	1.02●
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
剥落防止工(アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
紫外線硬化型 FRP シート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02	1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00

(3) 標準単価
週休2日補正後の標準単価については、次の計算に基づくこと。
(補正式)
週休2日補正後の標準単価＝標準単価× 週休2日の補正係数
週休2日の区分により、標準単価に乘じる補正係数は表7による。
完全週休2日の場合は、表7「現場閉所・月単位」の補正係数を適用する。

表 7 要領Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ編 標準単価の補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
区画線工		1.02●	1.04●	1.02●	1.04●
高視認性区画線工		1.02●	1.04●	1.02●	1.04●
橋梁塗装工		1.01●	1.03●	1.01●	1.03●
構造物とりこわし工	機械	1.02●	1.03●	1.01●	1.03●
	人力	1.02●	1.04●	1.02●	1.04●
コンクリートブロック積工		1.02●	1.04●	1.02●	1.03●
排水構造物工		1.02●	1.04●	1.02●	1.03●
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
剥落防止工(アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
防草シート設置工		1.01	1.03	1.01	1.03
紫外線硬化型 FRP シート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04	1.02	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.00	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.01

